

令和6年度児童手当制度改正に関する申請書等の送付について

令和6年10月から児童手当の制度が変わり、(1)所得制限の廃止、(2)支給対象児童の範囲拡大(高校生年代まで)、(3)第3子加算の拡充(大学生年代を算定に追加)などが行われます。

下記をご確認の上、期限までにお手続きください。

送付物	<p>以下の送付書類のうち、該当する書類のご提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 「<u>児童手当 認定請求書</u>」 所得制限超過や児童の年齢到達(中学校修了)により、令和6年9月時点で児童手当の受給資格がなく、現在高校生年代(以下)の児童を養育している人 (高校生年代・・・18歳になる年度末まで)<input type="checkbox"/> 「<u>別居監護申立書</u>」(認定請求書の裏面) 上記の認定請求者と高校生年代までの児童が別居の場合に必要な<input type="checkbox"/> 「<u>監護相当・生計費の負担についての確認書</u>」 高校生年代までの児童と、生活費等を負担している大学生年代のお子さん(児童の兄弟等)の合計人数が3人以上となる人 (大学生年代・・・18歳到達後の年度末以降、22歳になる年度末まで) ※大学生年代のお子さまのみ、記入します。 <p><注意></p> <ul style="list-style-type: none">※ 施設入所や、独立して生計を立てているおさんは対象外です。※ 市外在住または留学中のお子さんや就業中であっても、生活費の負担があれば対象です。
手続き	<p>電子申請または郵送、窓口でご提出ください。</p> <ul style="list-style-type: none">※ 「電子申請」または同封の各種書類をご利用ください。電子申請にはマイナンバーカードが必要です。封筒は市販のものをご利用ください。※ 請求者の住民票が市外にある場合、住民票がある自治体へご相談ください。
期限	<p>令和6年9月30日(月)</p> <ul style="list-style-type: none">※ 期限を過ぎた場合でも、すみやかに手続きしてください。令和7年3月末までは猶予期間があります。

※ 9月12日時点の住民基本台帳の情報を基に作成しています。該当されない場合は、お手数ですが破棄いただくようお願いいたします。この通知が届いた時点ですでに申請されている場合はご容赦ください。

※ 請求者の方が公務員の場合は所属庁にご確認ください。(所属庁から支給されます。)

■児童手当の新制度	■認定請求書	■確認書	<p>【提出先・問い合わせ先】</p> <p>〒830-8520 福岡県久留米市城南町 15 番地 3 (市役所 16 階) 久留米市 家庭子ども相談課 TEL (0942)30-9066 FAX(0942)30-9718 (受付時間 8:00~17:15 木曜日のみ 19:00 まで)</p>
-----------	--------	------	--

QR コード	QR コード	QR コード
--------	--------	--------

アプリによっては、バーコード読み取り後に、新しいブラウザ (safari 等) で開く必要があります。